

雨傘革命は何所へ行く？

(2014/10/22)

山下 輝男

1 序

1997 (H9) 年に英国から中国に統治権が返還され、50 年間の歴史上類を見ない「一国二制度」がスタートして 17 年余りとなる香港で、香港行政長官の選挙制度民主化を求めるデモが、さる 9 月 28 日勃発した。

1989 (H1) 年 6 月 4 日に、中国・北京市の天安門広場に民主化を求めて集結していた学生を中心とした一般市民のデモ隊に対し、中国人民解放軍が武力弾圧し、多数の死傷者を出した天安門事件の再来となるのか、それとも中国政府が妥協するのか、或いは第 3 の道があるのかに世界中の関心が集まっている。

この香港民主派の抗議行動は、ウクライナのオレンジ革命、アラブの春の始まりとなったチュニジアのジャスミン革命の延長線上との思いが込められ、学生等が催涙弾から自衛のために傘を広げたことに因んで、雨傘革命と呼ばれる。

この雨傘革命の推移状況は、強硬手段一辺倒だった六四天安門とは明らかに違うような気がする。本稿執筆時点（10 月 21 日）における情勢から、我等は何を読み取ることが出来るのだろうか？それに大胆に挑戦してみたい。

2 香港基本法と選挙制度

(1) 一国二制度

1997 (H9) 年の英国から中国への返還の際、中国は「香港返還後 50 年間政治体制を変更しない」ことを確約した（一国二制度）。それにより、特別行政区が設置され、ミニ憲法である香港特別行政区基本法の下、高度な自治権を有している。ただし、外交と軍事は中央政府の管轄であり、外交部駐香港専員公署と人民解放軍駐香港部隊が設置・派遣されている。

基本法において、行政長官及び立法機関である立法会の選出方法は、最終的に直接選挙に移行すると規定されているが、2010 (H22) 年現在、行政長官は少数（800 人）のメンバーからなる選挙委員会により選出される。

尚、特別行政区基本法の最終解释权は、香港特別行政区基本法第 158 条により、全国人民代表大会常務委員会にあると規定されている。

(2) 選挙制度と香港市民の不満

行政長官は選挙委員会によって、選出される。同委員の選挙権は香港住民の一部に限られるため、行政長官選挙は「間接制限選挙」だと言える。立候補には、100 名以上の選挙委員の推薦を得なければならない。有効投票数の過半数を得た者が当選となる。該当者がいない場合は、（複数の）最高得票者同士もしくは、上位 2 位（同点 2 位が複数いる場合を含む）の間で、再投票を行う。先例では投票予定日に 3 回目の投票までの時刻が予告され、4 回以上の投票が必要になった場合は、後日実施する。選挙費用は 950 万香港ドルが上限とされている。

事実上、立候補は中国当局の同意が必要であり、投票権は親中団体のみに与えられる構造となっている。香港人の不満は強く、普通選挙を求めてのデモが繰り返し実施されている。特に、2003 (H15) 年 7 月 1 日の、時の行政長官の失策、不手際、国家治安条例制定、長官の再選出等に反発した、香港市民約 50 万人が参加した辞任要求デモは特筆に値する。中国政府はこのデモに危機感を抱いたとされる。

(3) 選挙制度改革の延期

香港特別行政区基本法は、2007 (H19)年以降、直接普通選挙の実施を可能性を示した。そのため、2007年予定の第三期行政長官選挙において直接普通選挙を期待する声や、要求が香港市民の間で大きかった。ところが、2004 (H16)年4月、全国人民代表大会常務委員会は「2007年以降とは2007年に実施するとの意味ではない」との解釈を行い、こうした期待を裏切り、普通直接選挙への移行を否定した。

第2代長官は、前長官の辞任に伴う補欠選挙で選出に引き続き長官に就任し、2012 (H24)年6月30日に任期満了となった。第3代 (現在) は、梁振英氏であり、2012年7月1日に就任、任期5年を務めることとなっている。

(4) 中国政府の一国二制度に関する見解の変更と雨傘革命へ

2014 (H26)年6月10日に公表された中国国务院新聞弁公室の白書では、香港特別行政区における一国二制度について「香港固有のものではなく、全て中央政府から与えられたものである」と明文で定義された。これと並び、同年8月31日に第12期全国人民代表大会常務委員会が、2017 (H29)年からの香港の普通選挙制度について、事実上の香港親中派優遇、民主派締め出し策を設けることを発表した。これに反発した香港民主派は、行政長官官邸前の公園でデモを行い、これに3,000人が参加したとされる。

3 雨傘革命の推移

(1) 穏健な抗議行動の積りが何時しか過激化 (9月下旬~10月上旬)

香港の抗議活動は、穏健な学者等3名が10月1日の国慶節の休日に世界的な金融街である中環を占拠しようと呼び掛けたのが始まりだったとされる。然しながら、香港大学等主要8大学の学生会「大学生連合会」と中高生らのグループ「学民思潮」が、中環占拠を前にした9月22日から授業ボイコットに突入、政府庁舎前で抗議集会を始めた。行政長官の辞任を訴える学生デモ隊が街に繰り出した。

香港警察は催涙弾を用いた鎮圧やリーダーの逮捕などの強硬措置に出た。これが反って、デモ隊に対する共感となって、10月1日からの連休には、学生や若手社会人等約30万人が繁華街や金融街で座り込みを始めた。占拠した3つの拠点は、①政府庁舎付近の官庁街であるアドミラルティ (金鐘) ②銅鑼湾 (コーズウェイベイ) ③九龍地区の繁華街旺角 (モンコック) (中小の店や食堂多数)



(読売新聞記事から転載)

香港政府は、国慶節明けに、封鎖を解かない場合強制排除も辞さない方針を表明した。これを受けて政府庁舎の封鎖の一部解除が為された。

(2) 中国の硬軟・重層的なデモ対策 (10月上旬～中旬)

マスコミ報道等で窺える中国政府及びその意を受けた香港政府によるデモ対策には以下のようなものがある。流石に孫子の兵法を地で行くお国柄ではある。

ア 住民等を使喚しての反デモ行動の組織化等

①デモ反対デモの組織化

道路の占拠中止とデモ解散を求める約1,000人の集団が、座り込みを続けるデモ隊に激しく抗議した。

白いマスクとサングラスと云うスタイルであった。香港マフィアが関与か(?)

②民主派寄りマスコミに対する攻撃等

民主派マスコミの配送業者への圧力、ハッカー攻撃、創業者宅への抗議行動等

③タクシー約30台、路面電車運転士の労働組合等によるデモ隊への抗議

④旅行者による民主派団体に対する損害賠償請求

⑤香港銀行協会による占拠の早期終結を求める声明発出

イ 当局による硬軟両様の対策

①警官隊によるデモ隊のバリケード一部排除

②対話の用意がある(10日を予定)と言明したかと思えば、それを安易に撤回してのデモ隊に対する揺さぶり

③香港抗議活動支持の要人・民主活動家の逮捕等

④政府系機関紙等による占拠行動への批判の展開(経済的損失額の公表等)

⑤以上のような行動で効果がないと見るや、民主派に対し強硬姿勢に転じてみせる。

10月14日夜には警察と学生側が衝突、警察は催涙スプレーを噴射した。

17日にはデモ隊の拠点の一つである旺角(モンコック)を強制排除(警察は強制排除ではないと強調した。

警察の行動が明け方だったため学生は少なく学生の抵抗はなかった)

指定された道路でのデモは容認するとの示唆もあった。

行政長官は、先延ばしにした学生団体との対話を行いたい旨表明した。

⑥何時でも実力により強制排除し得るとの姿勢を顕示して過激化の抑止

ウ 表面化していないが、考えられる当局の対応策

①学生団体のリーダー等の獲得工作(脅迫や甘言)

②グループ対立や仲間割れの助長

③リーダー格の逮捕等による戦力低下

④家族や親族等を通じた翻意工作

⑤密偵の潜入による情報収集やデモ隊の行動妨害工作

(3) 小競り合いの繰り返しと睨み合い(10月17日頃～?)

17日早朝の警官隊による路上バリケードの撤去に反発した民主派約9,000人は、17日夜から翌未明にかけて、幹線道路の再占拠を行った。警察とデモ隊は小競り合いを繰り返し、警官隊に負傷者、民主派にも逮捕者が出た。

当局と学生組織は、21日初の正式対話を行ったが、双方の溝は埋まらず主張は平行線であった。2017年以後の選挙制度改革を巡る学生などと話し合う枠組み設置との新

たな提案が政府側から示されたが、先延ばし戦術であると思われる。先行き不透明感が濃くなり長期戦の予想を呈しつつある。

(4) 今後の当局の対処方針は？

この3週間余りの当局の対処状況から考察される今後の方針は、如何なるものであろうか？引き続き硬軟両様のあらゆる手を駆使してデモ隊の勢力を殺ぎつつ、機を見てデモ隊の排除に乗り出すことにあると考えられる。即ち、対話姿勢を示しつつ、或いは対話に応じつつも、民主派が過激化・先鋭化しないと思われるレベルでの強硬手段を行使すると共に、市民やマスコミを通じての民主派の孤立化、更には民主派に敗北感・無力感を醸成するように仕向けつつ、弱体化を図るだろう。民主派の行動もどちらかと言うと抑制的であり、過激化・先鋭化するようには見えない。民主の要求貫徹への熱意は、燃え滾るような狂気にも等しい熱情があるのか、その組織化の程度や今後への展望など、彼等は何所に向かいたいのが今一見えないと感ずるのだが・・・

国際世論の動向をも睨みつつ、民主派の弱体化の状況を見て、一気に排除に乗り出すだろう。

長期戦になることを厭わないだろうし、長期戦になればなるほど、民主派にとって不利であるのは明白だ。とは、云え APEC が行われる 11 月までには解決したいと云うのが本音であろう。四中全会で何が話し合われるだろう。気になるところだ。

当局は、如何なることがあっても民主派に対して妥協することはないだろう。そこまで追い詰められているとは認識していない。十分に対処し得ると自信を持っているやに思われるのだが、どうだろう？ 国際社会の批判に対しては、内政問題であると一蹴しており、そのスタンスは今後とも変わらないだろう。

4 背景等

今回の学生を主体とする民主派による香港繁華街におけるデモ・占拠の引き金は、言うまでもなく、行政長官選挙制度に対する不満そして危機感であるが、その背景は複雑である。一国二制度の恩恵によって自由と繁栄を謳歌してきた香港であったが、愛国教育の強行、中国本土に対する経済依存度の増大、不動産価格の高騰、大陸から流入する文化や価値観に対する違和感、そして拡大する一方の格差があると分析されている。

5 天安門事件の再来との懸念は

今般の香港事案から 1989(旧)年 6 月 4 日の天安門事件の悪夢を思い出すものも多かろうと思う。武力弾圧する人民解放軍の戦車に立ちはだかる映像が生々しい。無差別発砲や轢殺があったと報じられている。同事件は、「百花齊放・百家争鳴」を再提唱した胡耀邦の死をきっかけに、北京の天安門広場に民主化を求めて集結していた学生を中心とした一般市民のデモ隊に対し、中国人民解放軍が武力弾圧し、多数の死傷者を出したものである。



今般の香港事案は、天安門事件とは次の諸点で異なっていると考えられる。天安門前広場や中国国内から自由にデモ隊が集合し得るが、香港島は流入経路が限定され、大規模な民衆の集結は困難である。香港の抗議活動に呼応する活動が燎原の火の如くに広がっているとはとても言えない。民主派の要求が、行政長官選挙制度改革反対であり、中国国内からの共感を得にくい。民主派は全国規模に拡大することを期待していないかのようであり、限定された地域における限定的な行動では、革命のような社会改革は出来ない。

中国本土は、香港に対してどちらかと云うと冷めた眼ではないだろうか?中国政府当局も、天安門事件で受けた国際社会の大々的な非難・批判は避けたいと念じている。

天安門事件の際は、政権中枢部内における改革派と保守派の路線対立があり、特段の手を打つ暇もなく、手を拱いているうちに、大規模な抗議活動となり、50万人規模に拡大、最早強硬手段以外に採る道がないという事態に追い込まれ、5月19日に戒厳令が布告された。主導権を奪われ、無為の内に事態を悪化させたとの反省・教訓を今回は活かしていると思える。政権内部の対立はなさそうだし、当初から一途の方針の下に対応している当局側に分があるようだ。

6 終わりに一我が国への影響等について

断片的な情報から、独断と偏見で雨傘革命の今後を予測したが、香港も中国本土も、未だに沸点に達していないようだ。地下のマグマは確かに増えつつあるが、噴火するには至っていない。然し、一寸した切っ掛けがあれば大混乱が生じよう。

その大混乱は、我が国にも多大な影響を及ぼすだろう。経済的な面での影響も大であるが、安全保障面でも検討、準備すべき課題が多い。中国情勢を注視しつつも、不測の事態に備える態勢整備が望まれる。

- ①中国が、内政問題から対外問題に国民の関心を向けるために如何なる行動が考えられるか?我が国の安全保障に重大な危機が生じる危険性はないのか?
- ②在留邦人を救出するような場面が生じないのか?
- ③最近議論されているグレーゾーンの状況が生起しないか?
- ④大量の難民が押し寄せた場合にはどう対応するのか?渡海しての難民は有り得ないか?否である。対処力は十分か?

(F)